

(証券コード 3945)

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋五丁目18番11号

bd スーパーバッグ株式会社

代表取締役社長 樋 口 肇

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.superbag.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(3945)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面による議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日(水曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地
当社 所沢工場 会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任
の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設
定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 書面交付請求いただいていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- 書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化することで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定権限を取締役に委任することが可能となることで、経営の意思決定の迅速化を図り、更なる企業価値の向上を目指すため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 <条文省略>	第1条～第4条 <現行どおり>
<新設>	<u>(機関)</u> 第5条 当社は、株主総会および締役 <u>のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第2章 株式	第2章 株式

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="99 170 557 218">第5条～第11条 <条文省略></p> <p data-bbox="228 266 418 293" style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="99 327 557 375">第12条～第13条 <条文省略></p> <p data-bbox="116 389 323 417">(招集者および議長)</p> <p data-bbox="99 423 557 636">第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に支障あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p data-bbox="284 636 362 664" style="text-align: center;"><新設></p> <p data-bbox="99 794 557 842">第15条 <条文省略></p> <p data-bbox="116 856 183 883">(決議)</p> <p data-bbox="99 890 557 1007">第16条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p data-bbox="150 1013 557 1181">② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p data-bbox="557 170 1013 218">第6条～第12条 <現行どおり></p> <p data-bbox="687 266 878 293" style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="557 327 1013 375">第13条～第14条 <現行どおり></p> <p data-bbox="575 389 928 417">(株主総会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="557 423 1013 540">第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="609 636 1013 760">② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="557 794 1013 842">第16条 <現行どおり></p> <p data-bbox="575 856 833 883">(株主総会の決議の方法)</p> <p data-bbox="557 890 1013 1007">第17条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p data-bbox="609 1013 1013 1181">② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 <条文省略></p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事は、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領および結果その他の事項を議事録に記載し、議長および出席取締役がこれに記名捺印して会社に保存する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第19条 取締役および監査役の報酬等は株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第20条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は17名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第18条 <現行どおり></p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事は、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領および結果その他の事項を議事録に記載または記録し、議長および出席取締役がこれに記名押印する。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は6名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p>第22条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ 第1項の選任については累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>③ 第1項の選任については累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議をもって会社を代表すべき取締役を選定する。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第25条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第24条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(招集手続)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p> <p>③ <u>第14条の規定は取締役会についてこれを準用する。</u></p> <p>(取締役の決議の方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって決議する。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役 (<u>当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)</u> の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して会社に保存する。</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>第30条～第31条 〈条文省略〉</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第33条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第31条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第33条～第34条 〈現行どおり〉</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>選任</u>) 第34条 <u>監査役は株主総会の決議によつて選任する。</u> ② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除> <削除></p>
<p>(<u>任期</u>) 第35条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	<p><削除> <削除></p>
<p>(<u>常勤監査役</u>) 第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>) 第35条 <u>監査等委員会は、その決議によつて、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>) 第37条 <u>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第36条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) 第38条 <u>監査役会</u>の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第39条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその<u>他法令に定める事項はこれを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>(<u>監査役の実任免除</u>) 第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 第37条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第38条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第39条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第41条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p><削除></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><削除></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>
<p>第45条～第47条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第43条～第45条 <現行どおり></p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、第86回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第86回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>ひぐち はじめ 樋口 肇 (1970年5月21日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 1,500株 再任</p>	<p>1994年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2020年4月 当社入社 当社バンダー推進部長 2021年4月 当社執行役員(経営担当) 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 2022年5月 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長(現任) 2022年8月 台湾超級包装材料股份有限公司董事長(現任)</p>
	<p>取締役候補者とした理由 樋口 肇氏は、長年にわたり損害保険業務に携わり、営業部門のマネジメント業務経験を通して専門的な知識を有しております。それらの経験を活かし、経営全般において強いリーダーシップを発揮し、成長戦略の推進に努めております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
2	<p>かね ひら しゅう いち 兼平 修一 (1967年2月17日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 1,500株 再任</p>	<p>1989年4月 株式会社日本興業銀行入行 2020年10月 当社顧問 2021年4月 当社執行役員管理本部副本部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長(物流本部管掌) 2021年8月 当社取締役常務執行役員管理本部長(物流本部管掌) 2023年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長(現任)(物流本部管掌兼品質部管掌)</p>
	<p>取締役候補者とした理由 兼平修一氏は、長年にわたり金融業務に携わり、豊富な海外勤務経験と専門的な知識を有しております。当社においてもそれらの経験等を活かし、管理部門の長として総務部門をはじめ、経理・財務に関する高い専門知識と幅広い知見を有しております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>ふく だ ひで のり 福 田 英 範</p> <p>(1947年7月3日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 13,572株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1970年4月 大日本印刷株式会社入社</p> <p>1996年12月 大日本製本株式会社代表取締役社長</p> <p>2009年10月 DICグラフィックス株式会社取締役常務執行役員</p> <p>2014年4月 当社顧問</p> <p>2014年5月 北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長</p> <p>2014年6月 当社取締役社長補佐</p> <p>2016年5月 当社取締役社長補佐執行役員（現任）</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>福田英範氏は、企業経営者としての豊富な経験と実績があり、当社及びグループ会社においても、取締役として経営に参画し培われた豊富な経験・知識・人脈を有しております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	<p>も と は し ひ で あ き 本 橋 秀 明</p> <p>(1960年6月10日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 一株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1991年8月 当社入社</p> <p>1995年4月 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理</p> <p>2010年3月 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理</p> <p>2016年5月 当社執行役員 上海世霸包装材料有限公司出向総経理 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理</p> <p>2017年6月 当社取締役執行役員（現任） 上海世霸包装材料有限公司出向総経理（現任） 兼台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理（現任）</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>本橋秀明氏は、入社以来長年にわたり国外グループ会社で経営者としての豊富な経験と実績を有しており、グローバルな視点で経営の指揮を執る等、成長戦略の推進に努めております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p style="text-align: center;">もと き あゆむ 元 木 歩</p> <p style="text-align: center;">(1965年3月14日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 1,000株</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>2010年4月 当社量販店第二営業部部长代行</p> <p>2011年4月 当社量販店第二営業部長</p> <p>2015年4月 当社経営統括部長兼経営戦略室長</p> <p>2016年4月 当社経営統括部長</p> <p>2016年5月 当社執行役員経営統括部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員経営統括部長兼ネット通販事業室長</p> <p>2018年4月 当社執行役員経営統括部長 兼特命案件推進チーム(リーダー)</p> <p>2020年4月 当社執行役員経営統括部長</p> <p>2020年11月 当社執行役員調達本部長兼調達部長</p> <p>2021年5月 上海世霸包装材料有限公司董事長(現任)</p> <p>2021年6月 当社取締役執行役員調達本部長兼調達部長</p> <p>2021年8月 当社取締役執行役員 調達本部長兼調達部長兼ベンダー推進部長</p> <p>2021年10月 当社取締役執行役員調達本部長兼調達部長</p> <p>2022年4月 当社取締役執行役員営業本部長(現任)</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>元木 歩氏は、入社以来長年にわたり営業部門を担当したのち、企画部門、調達部門の長を歴任するなど、当社業務に幅広く精通し、豊富な経験と実績を有しております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は担保されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、保険料は全額会社負担としております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	け つか かず お 毛 塚 和 男 (1951年3月26日生) <所有する当社の株式数> 200株 新任	1973年8月 当社入社 1999年4月 当社企画管理部次長 2003年4月 当社企画管理部長 2016年4月 当社経営統括部主査 2016年6月 当社常勤監査役(現任)
	監査等委員である取締役候補者とした理由 毛塚和男氏は、企画部門の責任者としての豊富な経験と実績を有しており、経営全般の監視と有益な助言をいただいております。その経験等を当社の監査に活かしていただくため、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。	
2	ふる かわ はじめ 古 川 肇 (1956年3月12日生) <所有する当社の株式数> 500株 新任 社外 独立	1978年9月 西崎高正税理士事務所入所 1981年6月 東京税理士会入会、税理士登録 1994年1月 西崎高正税理士事務所継承 古川肇税理士事務所開設(現任) 1995年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(現任)
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 古川 肇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税務の専門家として財務及び会計に関する専門的な知識・経験を有しております。それらの経験等を当社の監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。 古川 肇氏には、税理士として当社及び関係会社の収支へのアドバイス、また当社取締役の報酬等に関する助言及び監督機能を果たしていただくことを期待しております。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>むら おか こう いち 村 岡 公 一</p> <p>(1950年6月18日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 一株</p> <p><input type="checkbox"/>新任 <input type="checkbox"/>社外 <input type="checkbox"/>独立</p>	<p>1982年1月 村岡運輸株式会社入社 1984年4月 同社専務取締役 1986年9月 同社代表取締役社長（現任） 1987年6月 当社監査役（現任）</p> <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 村岡公一氏は、村岡運輸株式会社の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有益な助言をいただいております。それらの経験等を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。 村岡公一氏には、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関する助言及び経営計画の進捗等の監督に尽力していただくことを期待しております。</p>
4	<p>よね ばやし かず よし 米 林 和 吉</p> <p>(1944年3月9日生)</p> <p><所有する当社の株式数> 300株</p> <p><input type="checkbox"/>新任 <input type="checkbox"/>社外 <input type="checkbox"/>独立</p>	<p>1972年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 宮田光秀法律事務所入所 1990年10月 宮田光秀法律事務所継承 1993年5月 米林和吉法律事務所に名称変更 2001年4月 日本弁護士連合会常務理事 2010年1月 米林・藤瀬法律事務所に名称変更（現任） 2015年6月 当社監査役（現任）</p> <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 米林和吉氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。それらの経験等を当社の監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。 米林和吉氏には、弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び当社のガバナンス体制の強化に尽力していただくことを期待しております。</p>

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古川 肇、村岡公一及び米林和吉の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、古川 肇、村岡公一及び米林和吉の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 古川 肇氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
5. 村岡公一氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって36年であります。
6. 米林和吉氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
7. 当社は、毛塚和男、古川 肇、村岡公一、米林和吉の各氏との間において、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は同契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は担保されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、保険料は全額会社負担としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成は次のとおりであります。

氏名	地位	経営戦略	営業・マーケティング	財務会計	法務 リスク管理	製造 技術開発
樋口 肇	代表取締役 社長執行役員	○	○		○	
兼平 修一	取締役 常務執行役員	○		○	○	
福田 英範	取締役社長補佐 執行役員	○	○			○
本橋 秀明	取締役 執行役員	○	○			○
元木 歩	取締役 執行役員	○	○			○
毛塚 和男	取締役 常勤監査等委員	○		○		
古川 肇	社外取締役 監査等委員			○	○	
村岡 公一	社外取締役 監査等委員	○				
米林 和吉	社外取締役 監査等委員				○	

(注) 上記一覧表は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、1989年6月29日開催の第52回定時株主総会において月額2,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めることとさせていただきますと存じます。

当社は、本議案をご承認いただいた場合、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更等を予定しております。本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、昨今の経済情勢、当社の規模及び取締役の人数等諸般の事情を勘案の上、合理的な範囲で決定するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額500万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、監査等委員である取締役の職責及びその体制等諸般の事情を勘案の上、合理的な範囲で決定するものであり、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、本総会終結の時をもって監査役を退任されます毛塚和男氏に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で贈呈いたしたく存じます。贈呈する具体的な金額、時期及び方法は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
毛塚和男	2016年6月 当社常勤監査役（現任）

以上

事業報告 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で各種規制の緩和と、それに伴う消費の持ち直しの動きが見られ、経済社会活動は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐる国際情勢不安の長期化や、原材料価格・エネルギー価格の高騰、各国の金融引き締めによる為替市場の急変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、原材料・物流コストの高騰、急速な円安進行といった外部要因の厳しさが続くなか、環境意識の高まりから紙製品事業は好調に推移いたしました。特に、紙製宅配資材はコロナ禍における生活様式の変化によるオンライン消費活動が定着したことを背景に、その市場規模は今後も拡大していくものと見込んでおります。また、行動制限や入国制限の緩和、経済活動支援等の影響による人流回復が進むことで、来店型事業における紙製包装資材需要はさらに増加していくものと期待されます。

このような環境のもと、2021年6月30日に公表した中期経営計画『次世代パッケージ企業への転換』に掲げる『環境対応と成長基盤確立のための3ヵ年～本気の変革～』を基本方針として、「事業構造の転換」、「新規事業の発掘」、「コスト削減」、「業務運営の効率化」、「組織・人員の見直し」などに取り組み、引き続き環境戦略の強化、構造改革の徹底に努めております。当期においては、生産設備・人員配置の見直し等による紙製品事業の生産体制再構築、事業の見極めと不採算事業の整理を実施したほか、新たな市場も含めた開拓を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は25,253百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益450百万円（前年同期は営業損失496百万円）、経常利益472百万円（前年同期は経常損失503百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益473百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失642百万円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、各セグメントのセグメント損益（営業損益）は、「セグメント情報」に記載のとおり、各セグメントに配分していない全社費用591百万円を配分する前の金額であります。

〈セグメント別売上高及び受注高〉

セグメント区分	売上高（百万円）	前年同期比（％）	受注高（百万円）	前年同期比（％）
紙製品事業	13,246	119.7	13,355	119.5
化成品事業	5,682	76.2	5,616	76.5
その他事業	6,324	95.7	6,330	95.5
合計	25,253	100.5	25,302	100.6

■紙製品事業

紙製品事業につきましては、国内における個人消費の回復もあり、主力の角底袋、宅配袋、手提袋の販売数量の増加により、売上高は前年同期に比べ2,183百万円増加して13,246百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は原材料費が増加したものの、生産体制の効率化に伴う利益率の向上により、前年同期に比べ502百万円増加して895百万円となりました。

■化成品事業

化成品事業につきましては、環境意識の高まりから、包装資材の紙化の流れが継続し、ポリ宅配袋の販売数量の減少などにより、売上高は前年同期に比べ1,778百万円減少して5,682百万円となりました。セグメント損益（営業損益）は売上高減少に加えて調達コストの上昇や円安の影響があったものの、前期より継続している事業構造改革の成果により固定費削減が進んだ結果、前年同期に比べ373百万円増加しましたが、21百万円の損失となりました。

■その他事業

その他事業につきましては、S・V・S（スーパーバッグ・ベンダー・システム）を主たる事業として展開しておりますが、前期需要が旺盛であった新型コロナウイルス感染拡大を背景とした清掃用品の売上高が減少したことにより、売上高は前年同期に比べ285百万円減少して6,324百万円となりました。品目ごとの販売構成では、清掃用品、包装用品が減少し、事務用品が増加しております。セグメント利益（営業利益）は前年同期に比べ55百万円増加して168百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は123百万円であり、その主なものは、生産設備の増設であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度において、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、新型コロナウイルスが感染症分類の5類へ移行することにより、国内の消費マインドは加速するものと期待される一方で、原材料価格・エネルギー価格の高騰、世界情勢の緊迫化など、引き続き先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、2021年6月30日に中期経営計画『次世代パッケージ企業への転換』を公表し、『環境対応と成長基盤確立のための3ヵ年～本気の変革～』を基本方針とした事業構造改革を進めております。2024年3月期は計画の最終年度にあたり、事業構造改革の完遂と収益構造の安定化を達成すべく、「紙製品事業へのリソース集中」、「生産力／調達力の強化」、「新規事業の創出」、「強固な財務基盤の構築」、「環境配慮型製品の拡販」などに取り組んでまいります。

また、環境に配慮した素材やプラスチック製包装資材の紙化提案といった販促活動を推進し、ESGやSDGsといった環境対策に取り組むお客様とともに、循環型経済社会の実現を目指します。

このような経営環境のもと当社グループは、中期経営計画に基づいた抜本的な事業構造改革による成長を目標としております。

そのために、

- ①事業構造の転換
- ②CO₂削減／脱プラ環境対応
- ③新規事業の創出
- ④安定した財務基盤の構築
- ⑤戦略的な新規投資
- ⑥魅力的な職場環境の構築

を基本方針として取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 83 期 2019 年度	第 84 期 2020 年度	第 85 期 2021 年度	第 86 期 2022 年度 (当連結会計年度)
売 上 高	31,895 ^{百万円}	26,253 ^{百万円}	25,134 ^{百万円}	25,253 ^{百万円}
経常利益又は経常損失 (△)	476 ^{百万円}	△150 ^{百万円}	△503 ^{百万円}	472 ^{百万円}
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	351 ^{百万円}	△383 ^{百万円}	△642 ^{百万円}	473 ^{百万円}
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	229 ^円 73 ^銭	△250 ^円 93 ^銭	△420 ^円 51 ^銭	309 ^円 96 ^銭
総 資 産 額	16,288 ^{百万円}	14,551 ^{百万円}	13,779 ^{百万円}	14,125 ^{百万円}
純 資 産 額	3,256 ^{百万円}	3,053 ^{百万円}	2,453 ^{百万円}	2,985 ^{百万円}
1株当たり純資産額	2,029 ^円 08 ^銭	1,901 ^円 54 ^銭	1,597 ^円 38 ^銭	1,944 ^円 73 ^銭

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
北海道スーパーバッグ 株 式 会 社	60 ^{百万円}	100.0 %	紙袋の製造を委託しております。
上海世霸包装材料 有 限 公 司	660 ^{万米ドル}	100.0 %	ポリ袋の製造を委託しております。
台湾超級包装材料股份 有 限 公 司	600 ^{万台湾ドル}	89.8 %	台湾国内にて、紙袋等の販売を行って おります。
上海世霸商貿 有 限 公 司	50 ^{万人民币元}	(100.0 %)	中国国内にて、紙袋、ポリ袋、用度 品、消耗資材等の販売を行って おります。

(注) 当社の議決権比率の () は、間接所有分内数であります。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主 要 な 製 品	売上高構成比
紙 製 品 事 業	紙袋、紙器、包装紙、ラミネート加工紙	52.5 %
化 成 品 事 業	ポリ袋、ゴミ袋	22.5 %
そ の 他 事 業	ギフト用品、事務用品、清掃用品、販促品	25.0 %

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

本 社	東京都豊島区
支 店	大阪、福岡
営業所	札幌、郡山、名古屋、広島
工 場	所沢、鶴ヶ島

② 子会社

国 内	北海道スーパーバッグ(株) (三笠市)
海 外	上海世霸包装材料有限公司 (中国)、上海世霸商貿有限公司 (中国)、台湾超級包装材料股份有限公司 (台湾)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
416名 [50名]	42名減 [1名減]

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
356名 [48名]	34名減 [1名減]	40.1歳	18.1年

(注)1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,675 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,073
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	390
農 林 中 央 金 庫	300
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	92

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,763,000株
(2) 発行済株式の総数 1,686,154株（自己株式157,953株を含む。）
(3) 当事業年度末の株主数 1,514名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 田 産 業 株 式 会 社	446,797 株	29.24 %
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	68,395	4.48
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	59,022	3.86
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	58,497	3.83
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	50,636	3.31
ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社	50,600	3.31
福 田 晴 明	43,172	2.83
福 田 多 恵 子	36,711	2.40
稲 田 清 春	30,000	1.96
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	28,500	1.86

- (注)1. 当社は、自己株式を157,953株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樋 口 肇	北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長 台湾超級包装材料股份有限公司董事長
取 締 役	兼 平 修 一	管理本部長（物流本部管掌）
取 締 役	福 田 英 範	社長補佐
取 締 役	本 橋 秀 明	上海世霸包装材料有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
取 締 役	元 木 歩	営業本部長 上海世霸包装材料有限公司董事長
取 締 役	古 川 肇	税理士
常 勤 監 査 役	毛 塚 和 男	
監 査 役	村 岡 公 一	村岡運輸株式会社代表取締役社長
監 査 役	米 林 和 吉	弁護士

- (注) 1. 上記取締役のうち、古川 肇氏は、社外取締役であります。
 2. 上記監査役のうち、村岡公一及び米林和吉の各氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役毛塚和男氏は、長年にわたり経理・企画管理部門の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
 4. 当社は取締役古川 肇氏、監査役村岡公一及び米林和吉の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
兼平 修一	管理本部長 (物流本部管掌)	管理本部長 (物流本部管掌兼品質部管掌)	2023年4月1日

(ご参考) 執行役員体制

当社は、当社グループを取り巻く環境の変化に適切かつ迅速に対応できるよう、執行役員制度を導入しております。2023年4月1日現在の執行役員体制は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
代表取締役社長執行役員	樋 口 肇 ※	取締役執行役員	元 木 歩 ※
取締役常務執行役員	兼 平 修 一 ※	執行役員	田 中 栄 一
取締役社長補佐執行役員	福 田 英 範 ※	執行役員	上 脇 伸 吾
取締役執行役員	本 橋 秀 明 ※	執行役員	手 塚 浩 彦

(注)※は、取締役を兼任いたします。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役古川 肇氏、監査役毛塚和男、村岡公一及び米林和吉の各氏との間において、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を取締役会決議により決定しております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は基本報酬、賞与、退職慰労金の金銭報酬で構成することとしております。個人別の報酬は月額固定報酬とし、職位等を勘案した内規に基づき、透明性、公正性かつ客観性が確保されるよう、代表取締役社長が社外取締役に原案を諮問し答申を経た上、株主総会の後に開催される独立社外役員を含む取締役会において、株主総会の決議により決定する報酬総額の限度内で決定いたします。

社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから業績との連動は行わず基本報酬のみとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第52回定時株主総会において、月額2,000万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。

監査役の報酬限度額は、1982年6月29日開催の第45回定時株主総会において、月額200万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

上記報酬の他、社外役員を除く取締役及び監査役が退職する場合には、その在任期間中の功労に報いるため、当社所定の基準により算出した額を株主総会の承認を経て退職慰労金として支給いたします。また、在任中特に功績が著しい者には退職慰労金の他に功労金を支給いたします。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長樋口 肇が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、取締役の担当職務、各期の業績、貢献度を総合的に勘案して決定する権限を有しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長は経営全般に関わり各取締役の業績等を最も評価できる立場にあるためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は原案を社外取締役に諮問し、答申を得た上で、その答申内容に従って決定することとしております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員員の員数
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	54 百万円 (3百万円)	47 百万円 (3百万円)	7 百万円 (-)	8名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	15 百万円 (4百万円)	14 百万円 (4百万円)	0 百万円 (-)	3名 (2名)
合計	69 百万円	61 百万円	8 百万円	11名

(注)1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 退職慰労金は、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役村岡公一氏は村岡運輸株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古川 肇	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、税理士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、税理士としての専門的な知見から税務について丁寧に説明いただき、当社及び関係会社の収支についてのアドバイスをいただいております。未出席の取締役会については取締役会資料等を閲覧の上、必要発言を適宜行っております。
監査役	村岡 公一	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会12回のうち11回に出席し、企業経営者としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要発言を適宜行っております。未出席の取締役会及び監査役会については取締役会資料及び監査役会資料等を閲覧の上、必要発言を適宜行っております。
監査役	米林 和吉	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席するとともに、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的な見地に基づき、議案審議等に必要発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	22百万円

- (注)1. 当社監査役会は、当事業年度の会計監査人の監査計画及び報酬見積り額の算出根拠等を確認し、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月20日に開催した取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制を整備するために、取締役会規則その他関連規則を制定し、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、実効性ある内部統制システムの構築に努める。

ロ. 監査役は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止およびその是正を行う。

ハ. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会的信頼の維持および業務の公正性を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。また、コンプライアンスを推進するために、「スーパーバッグ株式会社 行動憲章」を制定し、これを遵守するとともに、従業員が法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置する。

ニ. 反社会的勢力および団体の不当要求に屈することなく、毅然とした態度で臨む旨を「スーパーバッグ株式会社 行動憲章」に定め、これを遵守するとともに、警察当局や特殊暴力対策連合会などの外部機関との情報交換や各種研修会への参加により信頼関係の構築および連携に努め、反社会的勢力排除のための整備強化を推進する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティー基本方針」を制定し、情報資産の保存、管理を徹底する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社の業務執行に関わるリスクについては、発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。

- ロ. リスクの防止および損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明確化する。
- ハ. 緊急事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応を行い、被害対策と被害の拡大防止に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ロ. 経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役および各本部長等によって構成される本部長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ハ. 「組織および職務分掌規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の職務分掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社に対し、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、営業成績、財務状況その他の重要事項および発生した重要な事象について、当社の担当部門へ定期的な報告を求め、各担当部門長はこれを整理し、当社内必要機関に報告する。また、本部長会においてグループ会社に対するヒヤリングを半期ごとに実施し、それぞれの取締役に對し重要事項の報告を義務付ける。
- ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
グループ会社に対しては、「リスク管理規程」に準拠したリスク管理を求めるとともに、当社においては「関係会社管理規程」にグループ会社の重大なクレーム・その他事故の発生等・品質に関する事項について担当部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」にグループ会社の業務執行に関する事項についての担当部署を規定しており、担当部門長は担当する業務の遂行および改善についてグループ会社に対する指導指針を策定し、必要に応じて本部長会の承認を得て、随時指示を与え指導する。

ニ、子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ会社は法令等に違反またはその懸念が生じた場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する。
- ・グループ会社の監査役は常にグループ会社の業務が適正に執行されているかにつき監査を実施し、当社監査役は、必要な範囲で関係会社に対し事業の経過の概要につき報告を求めることができる。また、グループ会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、当社監査部門により実施する。
- ・当社は、当社グループの取締役に対し、適宜法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ、監査役は、必要に応じて、内部監査室に監査補助者の設置など監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、内部監査室は、その結果を監査役に報告する。
- ロ、監査役より監査業務補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ハ、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑦取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ、当社および当社グループの取締役および使用人は法令・定款違反などの事実を発見した場合の他、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に速やかに報告する。また、報告者に対し不正な目的で通報を行った場合を除き、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ロ、監査役は、取締役会の他、当社グループの重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役および使用人から説明を求める。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、定期的に代表取締役をはじめとする執行部門との会合をもち、経営上の課題、監査上の課題等について、意見交換を行う。

ロ. 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室からも監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書の提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を確保する内部統制体制の整備および運用を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、研修での教育及び全社会議での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は従業員が法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置しております。

グループ会社に対しては、法令等に違反又はその懸念が生じた場合は、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告することとしており、当社グループのコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

本部長会において、各部署及びグループ各社へのヒヤリングを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、2007年6月28日開催の第70回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第46条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当社グループは直近2期の連結会計年度において、レジ袋の有料化・新型コロナウイルスの影響で売上高が大きく落ち込み、損失を計上しております。そのため、持続的成長に向けた内部留保の充実及び財務体質の安定化を図ることが、最重要課題であると考え、誠に遺憾ではございますが、期末配当につきましては無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、2024年3月期の復配実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については、四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,821	流動負債	7,962
現金及び預金	2,193	支払手形及び買掛金	2,766
受取手形	208	電子記録債務	2,821
売掛金	3,622	短期借入金	1,321
電子記録債権	746	リース債務	143
商品及び製品	2,204	未払金	395
仕掛品	324	未払法人税等	102
原材料及び貯蔵品	380	未払消費税等	39
その他	140	契約負債	30
固定資産	4,304	賞与引当金	198
有形固定資産	2,068	設備関係電子記録債務	13
建物及び構築物	682	設備関係未払金	6
機械装置及び運搬具	543	その他	123
土地	644	固定負債	3,177
リース資産	172	長期借入金	2,267
建設仮勘定	8	リース債務	227
その他	17	退職給付に係る負債	647
無形固定資産	31	役員退職慰労引当金	34
リース資産	0	負債合計	11,139
電話加入権	15	純資産の部	
その他	16	株主資本	2,627
投資その他の資産	2,203	資本金	1,374
投資有価証券	1,548	資本剰余金	1,241
差入保証金	108	利益剰余金	275
退職給付に係る資産	368	自己株式	△263
繰延税金資産	132	その他の包括利益累計額	344
その他	51	その他有価証券評価差額金	206
貸倒引当金	△6	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	14,125	為替換算調整勘定	148
		退職給付に係る調整累計額	△10
		非支配株主持分	13
		純資産合計	2,985
		負債及び純資産合計	14,125

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		25,253
売 上 原 価		20,456
売 上 総 利 益		4,796
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,345
営 業 利 益		450
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	32	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	73	
受 取 賃 貸 料	7	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	
そ の 他	13	127
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88	
為 替 差 損	7	
賃 貸 費 用	3	
そ の 他	6	105
経 常 利 益		472
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13	
リ ー ス 債 務 解 約 益	0	
助 成 金 収 入	2	16
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8	
固 定 資 産 売 却 損	5	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	0	14
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		474
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	87	
法 人 税 等 調 整 額	△86	0
当 期 純 利 益		474
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		0
親 會 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		473

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,374	1,409	△367	△263	2,153
当期変動額					
資本剰余金から利益剰余金への振替		△168	168		—
親会社株主に帰属する当期純利益			473		473
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△168	642	△0	473
当期末残高	1,374	1,241	275	△263	2,627

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	105	—	123	58	287	12	2,453
当期変動額							
資本剰余金から利益剰余金への振替							—
親会社株主に帰属する当期純利益							473
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	100	0	25	△68	57	0	57
当期変動額合計	100	0	25	△68	57	0	531
当期末残高	206	0	148	△10	344	13	2,985

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 北海道スーパーバッグ㈱、上海世霸包装材料有限公司、
台湾超級包装材料股份有限公司、上海世霸商貿有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社については、持分法を適用しております。

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 NARAI SUPERBAG CO., LTD.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海世霸包装材料有限公司及び上海世霸商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料 …… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） …… 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 …… 3～50年

機械装置及び運搬具 …… 2～17年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員（使用人兼務役員を含む）賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

②重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

③退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度より費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異の処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

製品及び商品の販売

紙製品、化成品、その他事業全てにおいて、製品及び商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断し、一時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

取引価格は、値引き、売上割引等の変動対価を考慮して算定しております。

製品及び商品の販売契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤連結計算書類に係る記載金額の表示単位

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	132 百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を慎重に検討した上で繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、経営者の承認を得た利益計画及び過去の実績等を総合的に勘案し算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、新型コロナウイルス感染症の今後の経済に与える影響の他、様々な要因による将来の不確実な経済状況や経営状況の影響により見積りと乖離が発生した場合や、税制改正により実効税率が変動した場合などにより翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	2,068 百万円
無形固定資産	31 百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①見積りの算出方法

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として管理会計上の区分を基礎にグルーピングを行い、工場を主要な資産グループとし、減損の兆候を把握しております。営業損益が2期連続してマイナスとなる等、減損の兆候が把握された場合に、主に不動産鑑定士の評価額を将来時点における正味売却価額とし、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主な仮定は、経営者の承認を得た利益計画を基礎として将来の収益、成長率を算定し、主要な資産の耐用年数を見積り期間としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識の判定に当たっては、将来の収益等を慎重に検討しておりますが、事業計画の変更や市場環境の変化などによって不確実性が増した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数として14年で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を11年に変更しております。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	391 百万円
機械装置及び運搬具	12 百万円
土地	641 百万円
投資有価証券	996 百万円
計	2,042 百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,092 百万円
長期借入金	1,980 百万円
計	3,072 百万円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	11,021 百万円
建物及び構築物	3,864 百万円
機械装置及び運搬具	6,370 百万円
リース資産	370 百万円
その他	415 百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	1,686,154 株
------	-------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の数

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、投資先の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関する事項については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	1,317	1,317	—
資産計	1,317	1,317	—
長期借入金(1年以内返済予定長期借入金を含む)	3,518	3,506	△12
負債計	3,518	3,506	△12
デリバティブ取引 ※	1	1	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「資産 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	230

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	1,317	—	—	1,317
資産計	1,317	—	—	1,317
デリバティブ取引	—	1	—	1

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,506	—	3,506
負債計	—	3,506	—	3,506

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、紙手提袋を主とした紙袋や紙器等の製造・販売を行う「紙製品事業」、レジ袋を主としたポリ袋等の製造・販売を行う「化成品事業」並びに、用度品、消耗資材の一括受注納品システムS・V・S（スーパーバッグ・ベンダー・システム）を中心とした事業を行う「その他事業」の3つを報告セグメントとしており、当該報告セグメントを、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としております。

当該報告セグメントの収益を財又はサービスの種類別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	紙製品事業	化成品事業	その他事業	計		
紙袋	10,992	—	—	10,992	—	10,992
紙器	1,285	—	—	1,285	—	1,285
その他紙製品	968	—	—	968	—	968
ポリ袋	—	4,591	—	4,591	—	4,591
その他化成品	—	1,090	—	1,090	—	1,090
その他商品	—	—	6,324	6,324	—	6,324
顧客との契約から生じる収益	13,246	5,682	6,324	25,253	—	25,253
外部顧客への売上高	13,246	5,682	6,324	25,253	—	25,253

2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2023年3月31日）

契約負債（期首残高） 24 百万円

契約負債（期末残高） 30 百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,944 円 73 銭
- 1株当たり当期純利益 309 円 96 銭

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,085	流動負債	7,770
現金及び預金	1,696	支払手形	519
受取手形	207	買掛金	2,222
売掛金	3,487	電子記録債務	2,821
電子記録債権	746	短期借入金	1,239
商品及び製品	2,120	リース債務	143
仕掛品	323	未払金	380
原材料及び貯蔵品	288	未払費用	54
前払費用	53	未払法人税等	82
未収入金	127	未払消費税等	29
その他	34	契約負債	27
固定資産	4,752	預り金	12
有形固定資産	1,836	賞与引当金	185
建物	483	その他	51
構築物	7	固定負債	3,032
機械及び装置	511	長期借入金	2,221
車両運搬具	0	リース債務	227
工具器具及び備品	14	退職給付引当金	554
土地	637	役員退職慰労引当金	29
リース資産	172	負債合計	10,802
建設仮勘定	9	純資産の部	
無形固定資産	28	株主資本	2,828
ソフトウェア	12	資本金	1,374
リース資産	0	資本剰余金	1,281
電話加入権	15	資本準備金	849
投資その他の資産	2,887	その他資本剰余金	431
投資有価証券	1,383	利益剰余金	435
関係会社株式	860	その他利益剰余金	435
差入保証金	105	固定資産圧縮積立金	4
長期前払費用	43	繰越利益剰余金	430
前払年金費用	390	自己株式	△263
繰延税金資産	103	評価・換算差額等	206
その他	7	その他有価証券評価差額金	206
貸倒引当金	△6	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	13,838	純資産合計	3,035
		負債及び純資産合計	13,838

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		24,584
売上原価		20,044
売上総利益		4,539
販売費及び一般管理費		4,097
営業利益		442
営業外収益		
受取利息及び配当金	75	
受取賃貸料	4	
貸倒引当金戻入額	0	
受取保険金	3	
その他	8	91
営業外費用		
支払利息	87	
為替差損	13	
賃貸費用	3	
その他	5	109
経常利益		424
特別利益		
固定資産売却益	4	
リース債務解約益	0	
助成金収入	2	6
特別損失		
固定資産除却損	8	
固定資産売却損	5	
ゴルフ会員権売却損	0	13
税引前当期純利益		417
法人税、住民税及び事業税	65	
法人税等調整額	△83	△17
当期純利益		435

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,374	849	600	1,450	285	5	251	△711	△168
当期変動額									
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			△168	△168				168	168
利益準備金から繰越利益剰余金への振替					△285			285	—
別途積立金から繰越利益剰余金への振替							△251	251	—
当期純利益								435	435
固定資産圧縮積立金の取崩							△0	0	—
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△168	△168	△285	△0	△251	1,141	604
当期末残高	1,374	849	431	1,281	—	4	—	430	435

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△263	2,392	105	—	105	2,498
当期変動額						
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		—				—
利益準備金から繰越利益剰余金への振替		—				—
別途積立金から繰越利益剰余金への振替		—				—
当期純利益		435				435
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			100	0	101	101
当期変動額合計	△0	435	100	0	101	536
当期末残高	△263	2,828	206	0	206	3,035

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …………… 3～50年

機械及び装置 …………… 2～17年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員を含む）賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

製品及び商品の販売

紙製品、化成品、その他事業全てにおいて、製品及び商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断し、一時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

取引価格は、値引き、売上割引等の変動対価を考慮して算定しております。

製品及び商品の販売契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 計算書類に係る記載金額の表示単位

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	103 百万円

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に同様の情報を記載しているため省略しております。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	1,836 百万円
無形固定資産	28 百万円

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に同様の情報を記載しているため省略しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数として14年で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を11年に変更しております。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	309 百万円
土 地	635 百万円
投資有価証券	996 百万円
計	1,940 百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,089 百万円
長期借入金	1,979 百万円
計	3,068 百万円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	9,548 百万円
建 物	2,598 百万円
構 築 物	206 百万円
機械及び装置	5,999 百万円
車 輛 運 搬 具	20 百万円
工具器具及び備品	352 百万円
リ ー ス 資 産	370 百万円

3. 保証債務

関係会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。

北海道スーパーバッグ(株)	128 百万円
計	128 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	105 百万円
短期金銭債務	143 百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	— 百万円
仕 入 高	809 百万円
営業取引以外の取引高	42 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普 通 株 式	157,953 株
---------	-----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	212 百万円
貸倒引当金	2 百万円
賞与引当金	56 百万円
退職給付引当金	168 百万円
役員退職慰労引当金	8 百万円
減損損失	186 百万円
未払事業税、事業所税	14 百万円
その他	23 百万円
繰延税金資産小計	673 百万円
評価性引当額	△364 百万円
繰延税金資産合計	309 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△118 百万円
固定資産圧縮積立金	△2 百万円
その他有価証券評価差額金	△84 百万円
その他	△0 百万円
繰延税金負債合計	△205 百万円
繰延税金資産の純額	103 百万円

関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北海道スーパーバッグ㈱	北海道三笠市	60百万円	紙製品事業	(所有)直接100.0	製品仕入先	債務保証(注1)	128	—	—

(注) 1. 当社が子会社各社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,986 円 18 銭
- 1株当たり当期純利益 285 円 08 銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人

東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 大 塚 貴 史

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 人 見 亮 三 郎

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 本 橋 義 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバッグ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

スーパーバッグ株式会社
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人

東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 大 塚 貴 史

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 人 見 亮 三 郎

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 本 橋 義 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月2日

スーパーバッグ株式会社 監査役会

常勤監査役	毛 塚 和 男	㊟
社外監査役	村 岡 公 一	㊟
社外監査役	米 林 和 吉	㊟

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地

当社 所沢工場 会議室

交通 西武池袋線狭山ヶ丘駅西口より徒歩13分

※当社マイクロバスによる送迎はございません。

